

三河港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成30年3月

三河港港湾管理者
愛 知 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成23年 3月 第32回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成23年 4月 交通政策審議会第41回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成26年10月 第36回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成27年 2月 第37回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成28年 5月 第38回愛知県地方港湾審議会

の議を経た三河港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 水域施設計画	2
その他重要事項	3
1 大規模地震対策施設	3

変更理由

船舶の大型化に対応し、効率的なバルク貨物輸送の実現を図るため、田原地区において、公共埠頭計画及び水域施設計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 田原地区

金属くずや木材チップ等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画を変更する。

水深10m 岸壁2バース 延長340m [既定計画の変更計画]

水深4.5m 岸壁1バース 延長60m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 15ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) (既設)

既定計画

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m

水深5.5m 岸壁3バース 延長270m

2 水域施設計画

公共埠頭の計画に対応して、泊地を次のとおり計画を変更する。

2-1 泊地

田原地区

水深10m 面積13ha [既定計画の変更計画]

水深7.5m 面積26ha [既定計画の変更計画]

水深4.5m [既設の変更計画]

既定計画

水深7.5m 面積37ha

その他重要事項

1 大規模地震対策施設

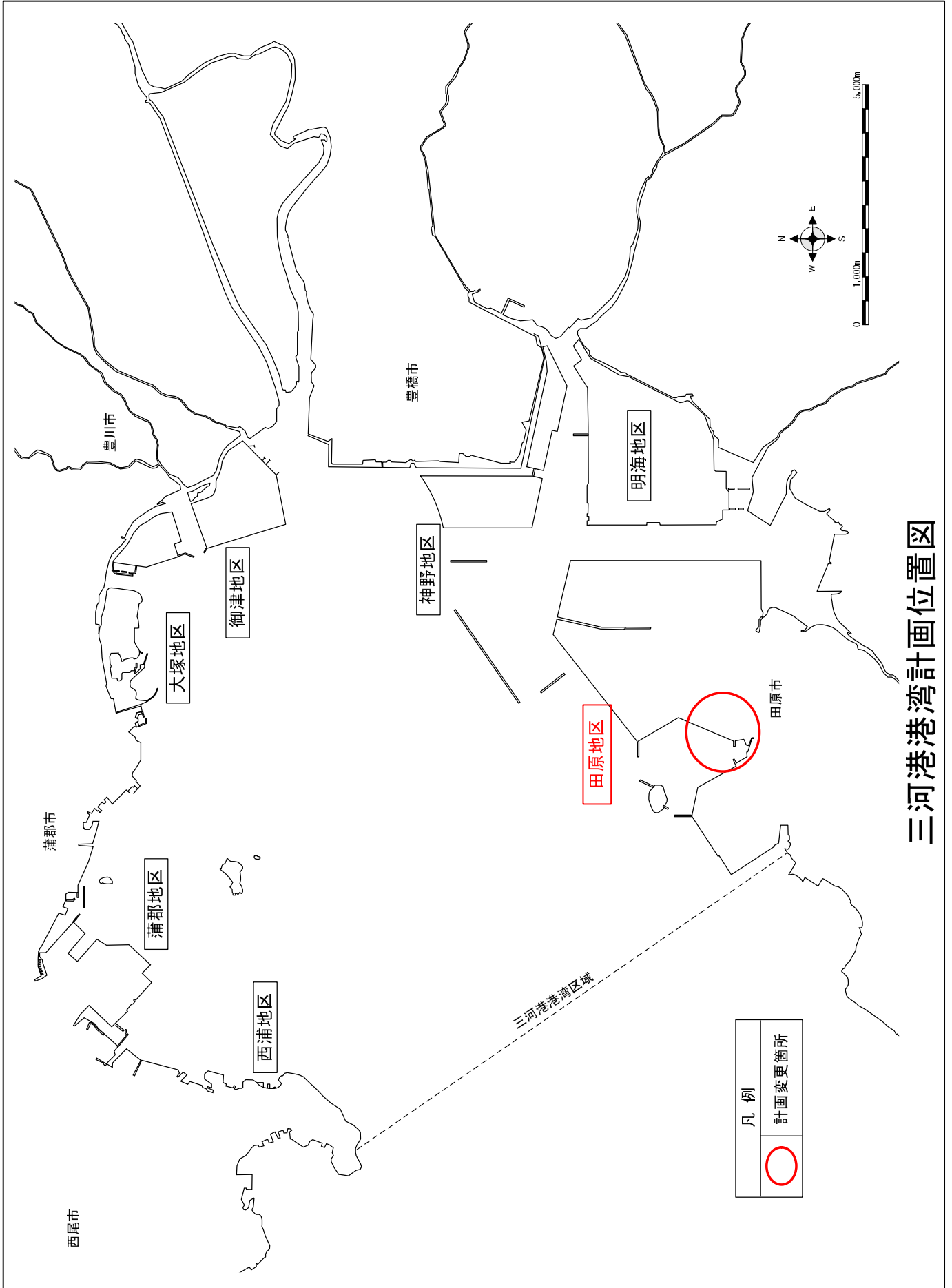
(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

田原地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m [既定計画の変更計画]

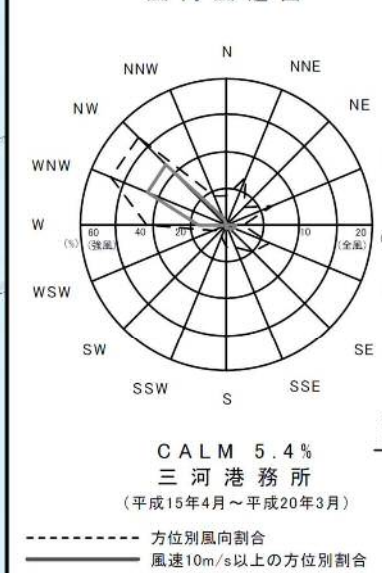
(既定計画
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m)



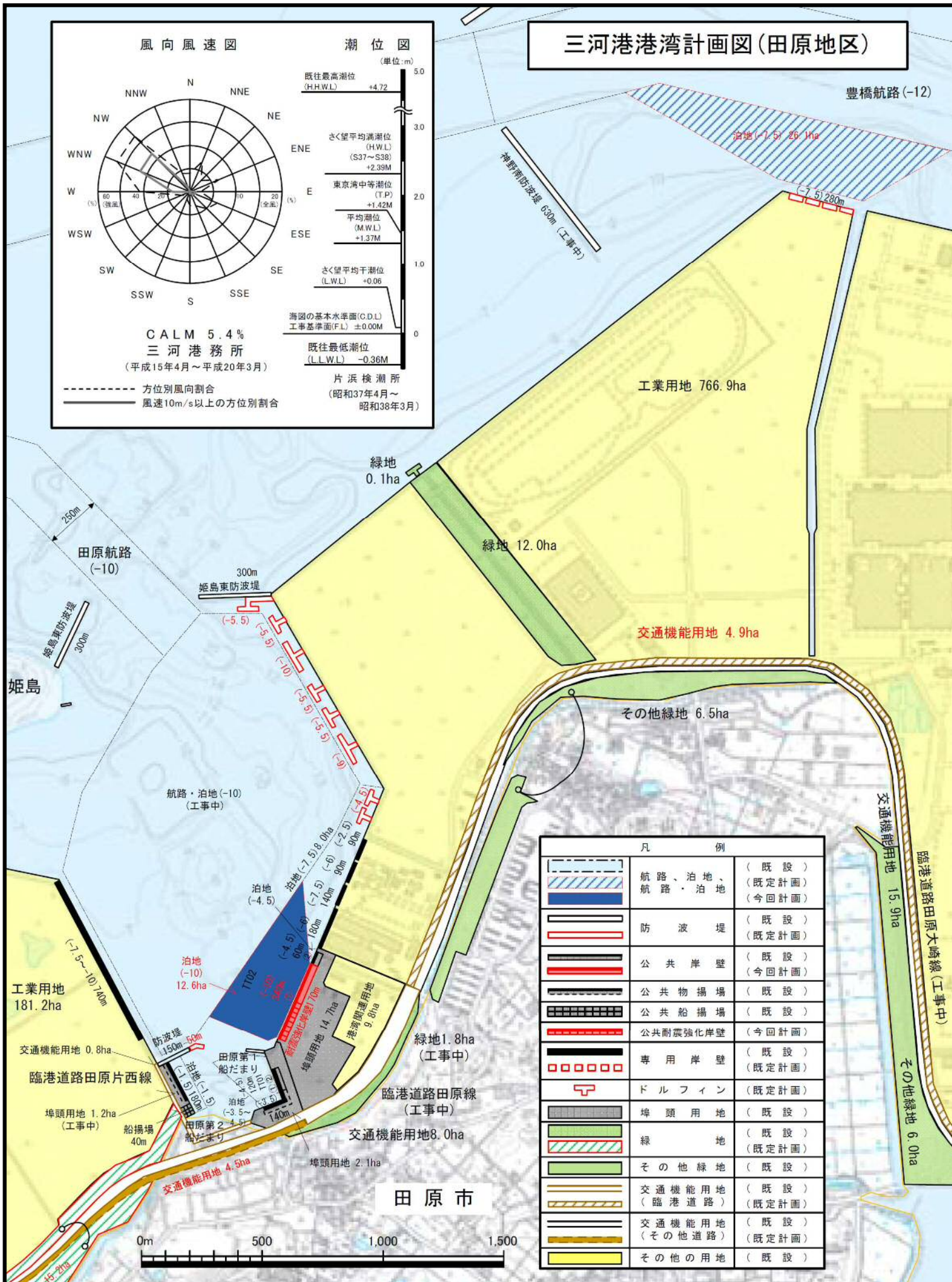
三河港湾計画位置図

三河港港湾計画図(田原地区)

風向風速図



潮位図



凡 例	
	航路、泊地、航路・泊地 (既設)
	航路・泊地 (既定計画)
	航路・泊地 (今回計画)
	防波堤 (既設)
	防波堤 (既定計画)
	公共岸壁 (既設)
	公共岸壁 (今回計画)
	公共物揚場 (既設)
	公共船揚場 (既設)
	公共耐震強化岸壁 (今回計画)
	専用岸壁 (既設)
	専用岸壁 (既定計画)
	ドルフィン (既定計画)
	埠頭用地 (既設)
	緑地 (既設)
	緑地 (既定計画)
	その他緑地 (既設)
	交通機能用地 (既設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既定計画)
	交通機能用地 (その他道路) (既定計画)
	交通機能用地 (その他) (既設)
	その他の用地 (既設)